

大徳寺動物永代供養墓規約

第1条 本規約は、滋賀県東近江市能登川町 378 番地に事務所を置く宗教法人「大徳寺」（以下「当寺」という。）の運営する動物永代供養墓「感謝の碑」（以下「感謝の碑」という。）の管理・使用が、適正に行われることを目的として制定され、感謝の碑の管理・使用は、本規約の定めるところによるものとする。

第2条 感謝の碑管理者は、当寺の代表役員（住職）とする。

第3条 感謝の碑使用者は、当寺の境内で臨済宗妙心寺派以外の儀式を執行してはならない。また当寺の境内で他寺院僧侶による儀式の執行を禁じる。

第4条 御骨は骨箱から出し、感謝の碑内に合葬安置する。骨箱は当寺にて処分する。

第5条 感謝の碑に納めた御骨は返却しない。

第6条 本規約に定めるものの他、必要な事項は大徳寺が定める。

附 則 本規約は、平成 30 年 1 月 1 日より施行する。

承諾書

令和 年 月 日

大徳寺住職 殿

このたび、（動物の名前）

の遺骨を感謝の碑に納骨するにあたり、上記規約を遵守することを承諾いたします。

（施主氏名） 印

（施主住所） 〒

（電話番号）

納骨対象動物に関する情報

死亡年月日（ 年 月 日）	動物の種類 犬 ・ 猫 ・ その他（ ）	
性別（ おす・めす ）	死亡年齢（ 歳）	犬種、猫種など（ ）